

改正 平成19年7月1日

改正 平成25年8月26日

改正 令和3年10月18日

## 第1 目的

この要綱は、八王子市図書館条例施行規則(昭和59年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第2条(1)コ及び(2)キに基づき、八王子市図書館(以下「図書館」という。)への来館が困難な市民に対し自宅配本(以下「宅配」という。)することにより、障害者等の図書館利用の増進を図ることを目的とする。

## 第2 対象者

市内在住の高齢による寝たきりや身体の障害によって図書館に来館できない者又は著しく困難な者とする。

## 第3 利用者登録

本事業による宅配を利用しようとする者は、あらかじめ別に定める様式に基づき登録をするものとする。

## 第4 貸出冊数及び期間

貸出冊数は、規則第6条の3第2項の定めるところにより、また貸出期間は、第4項により4週間以内とする。

## 第5 宅配ボランティア

本事業を実施するため宅配ボランティア(以下「ボランティア」という。)を登録する。

(1) ボランティアは八王子市に在住し、継続的に活動できる者で18歳以上とする。

(2) ボランティアの登録期間は1年間とし、必要に応じて更新することができる。

## 第6 保険加入

ボランティアの業務中の事故に備え、あらかじめボランティア保険等への加入手続きをするものとする。

## 第7 守秘義務

ボランティアは、利用者のプライバシーを守り、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、ボランティア終了後も同様とする。

## 第8 研修

図書館はボランティアを登録するにあたり、宅配の目的や守秘義務(プライバシーの保護等)について研修を行う。

## 第9 委任

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 18 日から施行する。